

# TAX NEWS

第3号



今回の一文字

## 中小企業金融円滑化法の適用終了について (所長:奥村隆志)

### 中小企業金融円滑化法の適用終了とその影響

平成25年3月末日をもって中小企業金融円滑化法の適用期限が到来しました。金融円滑化法適用中は、金融機関からのヒアリングや簡便な経営計画の提出だけで不良債権とは認定されずに貸出条件の緩和(返済期限の延長、返済額の軽減、金利减免など)を受けていた企業も、今後は「実行可能かつ抜本的な経営改善計画」の提出を求められるケースが増えそうです。

また、各都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」の位置づけも大きく変わり、従来、比較的規模の大きな中小企業がその支援対象となっていたものが、今後その支援対象企業を10倍に増やす計画とされており、小規模企業レベルにまで中小企業再生支援協議会の支援対象となることが予想されます。

### 経営改善計画の策定支援費用の補助金制度が創設されました

そのため、今般、「経営改善計画」の策定支援に要する費用の3分の2(補助金上限200万円)までを補助する補助金制度が創設されました。その内容は、

①条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用(財務調査、計画立案、計画進捗フォローアップなど)について、総額の3分の2(補助金上限200万円)まで補助を受けられます。

②補助金を受ける場合、中小企業・小規模事業者は認定支援機関と連名で、各都道府県の中小企業再生支援協議会内に設置される「経営改善支援センター」に申し込みます。(事前にメインバンクの承認が必要)

③なお詳細は、下記の中小企業庁HPをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

かがやき税理士法人は、上記の「認定支援機関」の認定を受けております。従来は、中小企業再生支援協議会を利用する場合、協議会が選任する第3者の公認会計士等の財務調査を受ける必要がありました。今般の制度では、認定支援機関の認定を受けている会計事務所であれば補助金を受けて経営改善計画を策定できますので、顧問先様の情報を誰よりも熟知している当法人にて経営改善計画の策定及びそのフォロー・アップを顧問先様のご負担を抑えながらご支援させていただくことが可能となりました。

詳細な情報が必要な顧問先様は、お早めに当法人までお問い合わせください。

平成25年(2013年) 4月

## 教育資金一括贈与の非課税特例 (井上仁美)

平成25年度税制改正大綱が公表されてから、多くの方から内容についてお尋ねをいただいたのが、この教育資金一括贈与の非課税特例です。新聞やテレビなどでも取り上げられていることから、関心を寄せられているのだと思います。

これは、平成25年4月1日から27年12月31日までの間に、30歳未満の者が直系尊属(祖父母など)から教育資金の贈与を受けた場合、1,500万円まで贈与税が非課税となる制度です。

この特例を受けるには、信託会社や銀行、証券会社等と教育資金管理契約を結び、その締結先の金融機関等に「教育資金非課税申告書」を提出します。その契約に基づき、①直系尊属が信託会社と締結した信託の受益権を受贈者が取得する、②直系尊属から書面で贈与された金銭を受贈者が銀行等に預け入れる、③直系尊属から書面で贈与された金銭等で受贈者が有価証券を購入する、のいずれかの方法で贈与を受けます。

受贈者は、取得した金銭等を教育資金の支払いに充てた際には、その領収書等を金融機関に提出する必要があります。

また、受贈者が30歳に達する日までに、教育資金の支払いに充てられなかつた金額については、その時点で贈与税の課税対象となります。

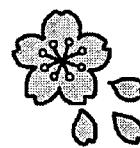
相続等により財産を取得したものが、相続開始前3年以内にその被相続人から贈与を受けた財産の価額は、相続税の課税価格に加算されますが、今回の特例の適用を受けた金額は、相続税の課税価格に加算されません。

なお、教育費の具体的な範囲など詳細な点は今後の通達等で明らかになっていくことになります。特例の適用を検討される際には、担当者にご相談いただければと思います。

## 今回の一文字 【桜(さくら)】 (西川めぐみ)

今年もこの季節となりました。東京では平年より2週間ほど早く咲いたようですが、この辺りは蕾を見ていると開花まであともう少しというところのようです。このTaxNewsが皆さんのお手元に届く頃には何分咲きになつていいでしょうか? また、桜は入学・入社式シーズンに咲くので新たなスタートをする季節と感じられます。当事務所も 4月1日より法人名が変わります。名称が変わるだけではあります、今一度気を引き締め事務所一丸となってみなさんのお役に立てるよう努力していきたいと思います。

※※※※※※※※※※  
< TAX NEWS No3 > かがやき税理士法人 発行  
〒520-2144 滋賀県大津市大萱1丁目17番5号本郷第2ビル5F  
Tel : 077-543-0881 Fax : 077-543-2432  
URL : <http://www.kagayaki-tax.jp>  
E-mail : [admin@kagayaki-tax.jp](mailto:admin@kagayaki-tax.jp)  
※※※※※※※※※※



### 編集後記

寒い冬が過ぎ去り、春が巡ってきました。雨の後の自動車の黄砂汚れで春を感じております。琵琶湖向こうの比叡の山並みが霞んで見えなくなつております。